

令和3年第四回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和3年12月7日（火曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第80号 損害賠償の額の決定について
- 第 3 議案第81号 損害賠償の額の決定について
- 第 4 議案第82号 損害賠償の額の決定について
- 第 5 議案第83号 令和3年度旧庁舎解体工事請負契約の変更
- 第 6 認定第 5号 令和2年度八丈町一般会計決算認定について
- 第 7 認定第 6号 令和2年度八丈町介護保険特別会計決算認定について
- 第 8 認定第 7号 令和2年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第 9 認定第 8号 令和2年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第10 発議第 5号 災害対策を重視した港湾及び道路整備に関する意見書
- 第11 発議第 6号 離島振興法の改正・延長を求める意見書
- 第12 承認第14号 議員の派遣承認について（令和3年度東京都町村議会議長会町村議会議員意見交換会）
- 第13 承認第15号 議員の派遣承認について（フリージアまつり表敬訪問）
- 第14 陳情第 1号 ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い
- 第15 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（14名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君
5番	冲山恵子君	6番	菊池良君
7番	小川一君	8番	山下巧君
9番	岩崎由美君	10番	金川孝幸君
11番	廣江才君	12番	小澤一美君

13番 浅沼憲春君
 欠席議員（なし）

14番 奥山幸子君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
公営企業 管理者	佐々木眞理君	教育長	佐藤誠君
消防長	菊池邦彦君	総務課長	菊池正勝君
総務課兼 主福祉課 健康課 主幹	高橋太志君	企画財政 課長	笹本博仁君
税務課長	福田高峰君	住民課長	佐藤真一君
福祉健康 課長	奥山勉君	建設課長	瀬筒国治君
産業観光 課長	高野秀男君	企業課長	菊池拓君
病務院 事務長	菅原宏幸君	教育課長	菊池良君
会計課長	田村久美君	代表委員 監査委員	浅沼拓仁君
企画財政 係課長	冲山晃君	企画情報 課長	金川智瑛樹君
総務係 課長	大川和彦君	総務課 係査	清水秀和君
総務係 課長	金川祐子君	住民課 係長	小野高志君
福祉健康 高係課 長	菊池泰君	福祉課 係長	浅沼晃子君
福祉健康 保係課 長	浅沼洋介君	産業観光 係課長	廣瀬悠志君
産業観光 水産係 課長	松代純君	産業観光 係課長	大澤知史君
教育課 係長	菊池和樹君	教育課 係長	山下進君

事務局職員出席者

事務局長 和田 一 宏 君
書 記 奥 甚 晴 君

庶務係長 山 本 良 太 君
書 記 西 野 めぐみ 君
(録音)

◎開議の宣告

○議長（奥山幸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

よって、令和3年第4回八丈町議会定例会2日目は成立いたしました。

議案説明のため町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（奥山幸子君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（奥山幸子君） 日程第1、会議録署名議員に、5番、6番議員を指名いたします。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第2、議案第80号 損害賠償の額の決定についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（菊池 良君） おはようございます。

資料番号の7をお願いいたします。

議案第80号 損害賠償の額の決定について。

上記議案を提出する。

令和3年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

損害賠償の額の決定について。

八丈町は、八丈町立三根小学校児童の負傷事故に対し、損害賠償の額を下記のとおり決定する。

1、損害賠償の理由。平成29年11月16日11時20分頃、三根小学校教室において、休み時間に友達に押され、児童イスの背もたれに鼻をぶつけた事故は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金以上の損害が生じたため、この損害を賠償する。

損害賠償の額。7万8,434円。

損害賠償の相手方。保護者、東京都八丈島八丈町三根。

支払の方法。振込。というところでございます。

この損害賠償ということでございますが、これは医療費のほうは保険で支給されまして、それ以外に島外へ通院が必要と判断された場合に、その宿泊費と、それから交通費を町が負担するものでございます。

これ以降、次の議案第81号と第82号も同様、交通費と宿泊費を支給するものとなっております。この根拠は、八丈町立小中学校児童生徒損害賠償金支給要綱に基づいてということになっております。

説明は以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

10番。

○10番（金川孝幸君） おはようございます。

今の平成29年の事故なんですけれども、随分時間がたっているんですけれども、何かこれは事情があるんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） この支給の仕方が、補助とかではなくて和解という形になっております。まず和解書を結んでから、損害賠償の支給ということで議会にかけて了承を得てということになります。和解に至るまでに、けがの具合によっては保護者の方が半年後にまた経過観察で診せたいとか、1年後にまた診せてみないと分からないという場合もございます。そうしているうちに、こちらで1年後に問い合わせてみると、もう行かなくなって、このケースということではないんですけれども、そういう場合ですとか、あと転出してしまっ、保護者の方が追跡できないとか、それで保護者の方と、もうこれ以上は通院しないだろうというところで、そこから領収書等を出してもらって和解ということになりますので、時間がかかる制度となっております。

○議長（奥山幸子君） 3番。

(山下(則)議員「同じです」の声あり)

○議長(奥山幸子君) 同じですか。

ほかにいいですか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) それでは質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第2、議案第80号 損害賠償の額の決定については原案どおり可決いたしました。

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第3、議案第81号 損害賠償の額の決定についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長(菊池 良君) 議案第81号 損害賠償の額の決定について。

上記議案を提出する。

令和3年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

損害賠償の額の決定について。

八丈町は、八丈町立大賀郷中学校生徒の負傷事故に対し、損害賠償の額を下記のとおり決定する。

1、損害賠償の理由。平成31年2月4日18時00分頃、大賀郷中学校から通常時と同じ経路で下校していた際、周辺は暗く足元がよく見えない状態であった。道の途中に窪みのような

部分があり、躓いて転倒し、右手首を地面について痛めた事故は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金以上の損害が生じたため、この損害を賠償する。

損害賠償の額。7万3,260円。

損害賠償の相手方。保護者、東京都八丈島八丈町大賀郷。

4、支払の方法。振込。

これも同じように交通費と宿泊費を補償するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（岩崎由美君） 今の保険以外のところでいうところですが、まず1点、保険以外の予算が生じない、要するに保険だけで賄える、軽いと言っていいか、東京へ行かなくてもいい事故というのも起こっていると思うんですが、それは大体どのぐらい年間起きているのかということと、これは今通学路にくぼみがあったということなんですけれども、同じような事故がないように通学路のチェックとかはしているのかという2点を教えてください。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） まず、通学路については、この事故が起きましたら学校で調査に行って、それが危険なようでしたら道路管理者のほうに通報するようになっております。平成31年の事故で、直接子どもが関わる前のことですので、もう一度その辺がどうなったか確認しておきたいと思います。

それから、島外へ行かない事故の分、その年によって違いはあるんですけれども、今年が四、五件報告があります。これは年によって違いますけれども、今年も四、五件というところで把握しております。

○議長（奥山幸子君） 8番。

○8番（山下 巧君） こういう事故は後遺症のリスクもあると思うんですけれども、後で出てきた損害については保険の範囲内で決められているのでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） けがの度合いに関しましては、スポーツ振興センターが指定するけがの度合いというところで、スポーツセンターのほうで判断して、該当する場合は保険を支払うこととなります。保険が支払われた場合には、自動的にそれに要した医療費、診察費

以外の部分の交通費、宿泊費は支払うことになります。

○議長（奥山幸子君） 8番さん、いいですか。

○8番（山下 巧君） はい。

○議長（奥山幸子君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第81号 損害賠償の額の決定については原案どおり可決いたしました。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第4、議案第82号 損害賠償の額の決定についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 議案第82号 損害賠償の額の決定について。

上記議案を提出する。

令和3年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

損害賠償の額の決定について。

八丈町は、八丈町立大賀郷中学校生徒の負傷事故に対し、損害賠償の額を下記のとおり決定する。

1、損害賠償の理由。平成31年3月9日13時00分頃、南原運動場において、サッカー部の

練習試合中、ボールを追いかけて走っている際に他の生徒と接触、膝同士がぶつかり合い転倒した事故は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金以上の損害が生じたため、この損害を賠償する。

2、損害賠償の額。2万7,680円。

3、損害賠償の相手方。保護者、千葉県船橋市金杉町。

4、支払の方法。振込。

これも同じく交通費、宿泊費を補償するものでございます。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

9番。

○9番（岩崎由美君） 最初の2件は7万8,000円ぐらいで、同様の交通費と宿泊費ということなんですが、この方も今千葉県に行っていらっしゃるのか分からないですけれども、ちょっと安いというか金額が低いのはどうしてですか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） この方につきましては、中学校の3年生の3月、卒業間近に起こしたけがというところで、その後八高に進学したんですけれども、保護者の方が島外に出ています、それきり連絡が来なくなってしまいました。というところで、先ほど何件か事例を説明したんですけれども、その1件に該当いたします。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ほかにいいでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） それでは質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第82号 損害賠償の額の決定については原案どおり可決いたしました。

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第5、議案第83号 令和3年度旧庁舎解体工事請負契約の変更を上程いたします。

審議に入る前に、地方自治法第117条の規定により、12番、小澤一美さんの退席を求めます。

（12番 小澤一美君 退席）

○議長（奥山幸子君） 説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 書類番号の8をお願いいたします。

議案第83号 令和3年度旧庁舎解体工事請負契約の変更。

上記議案を提出する。

令和3年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

令和3年度旧庁舎解体工事請負契約の変更。

令和3年6月10日開催の第二回定例会において、原案可決された「令和3年度旧庁舎解体工事請負契約（議案第46号）」を下記のとおり変更する。

記。

1、請負契約金額。イ、変更前、金8,628万4,000円、ロ、変更後、金8,737万4,100円。

2、請負契約に対する増減額。金109万100円の増。

3、変更の理由。内装解体、台風養生、残土排出制限による工種・数量の変更に伴い、かかる契約金額を増額変更する。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

内容につきましては建設課長より説明を申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） それでは、裏面のほうをご覧いただきたいと思います。

こちらの解体工事の平面図となっております。赤文字で書いてあるところが今回変更した

ところの内容となっております。

まず、構造物撤去後の埋戻し中止床付けというのは、この黒い網かけの中に赤い四角が書いてありますけれども、ここの部分がこの解体工事後のバスの事務所の建設場所ということになっておりまして、そこを一旦全て埋め戻す予定だったんですが、昨日の企業課長のお話にあったとおり、1月入札、2月着工ということで、この工事後の期間があまりにも短いので、撤去した状態、現状の地盤から約1メートルぐらい掘り下げた状態で工事を完了させるということで、その部分を変更しております。

また成形鋼板の高さを赤い点線で覆った部分に関しまして、バス、観光協会との協議を経て、高さ2メートルのものを3メートル、3メートルの延長としましては56.8メートルというふうに内容の変更をしております。

また、右下の星印の内装解体の変更については、旧庁舎の大会議の床が長尺シート貼ということで設計をしていたんですけれども、ビニール床のタイル貼ということでプラスして、そのプラスの部分を変更しております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第83号 令和3年度旧庁舎解体工事請負契約の変更は原案どおり可決いたしました。

12番、小沢一美さんの復席を求めます。

（12番 小澤一美君 復席）

◎認定第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きます、日程第6、認定第5号 令和2年度八丈町一般会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 書類番号の9をお願いいたします。

認定第5号 令和2年度八丈町一般会計決算認定について。

令和3年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度八丈町一般会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付します。

それでは、令和2年度八丈町一般会計決算書と、あと企画財政課の資料をご用意お願いしたいと思います。

まず、令和2年度一般会計決算書の1ページのほうをお願いいたします。厚いほうです。

1ページのほうをお願いいたします。

令和2年度一般会計決算額は、歳入総額101億2,046万7,022円で、前年度と比較しまして34%の増、歳出総額は98億7,636万4,146円、前年度と比較しまして33.9%の増となっております。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支額は、2億4,410万2,876円となりました。

続いて、飛びまして、決算書の87ページになります。87ページをお開きください。

記載のほうは1,000円単位となっております。

先ほどの2億4,410万3,000円から、事業繰越しのため、翌年度に繰り越すべき財源2億1,540万3,000円を差し引いた実質収支額は2,870万円となります。

飛びまして申し訳ございません。次に決算書の111ページになります。111ページです。

歳入のうち未収額につきましては、1款の町税、次のページの14款使用料、下のページ、21款諸収入を合計しまして3,245万3,694円となっております。対前年比で13万2,504円増加しております。調定に対しての収入割合は、30年度が99.3、31年度が99.5、令和2年度が

99.6%と収入割合は年々改善をしてございます。

令和2年度の不納欠損額の合計は360万2,272円となっております。公債権である1款の町税が約317万円、私債権の放棄では14款の使用料が住宅使用料、じん芥処理手数料などで約15万円となっております。

続きまして、企画財政課の資料のご用意をお願いしたいと思います。

企画財政課の資料1のほうになります。

1-2ページをお開きいただきたいと思います。1-2ページになります。

歳入につきましては、収入済みの決算額101億2,046万7,000円であり、予算現額102億1,634万9,000円に比べ9,588万2,000円の収入減となります。予算現額との比較で大きくマイナスとなっているのは、15款の国庫支出金1億5,645万円、こちらはコロナ感染症臨時交付金関係の予算を繰越ししたためでございます。

主な構成比につきましては、11款の地方交付税27.3%、16款の都支出金24.6%、15款国庫支出金19.6%、1款の町税8.9%の順となっております。

次に、1-3ページをお願いいたします。

歳出になりますが、決算額は98億7,636万4,000円で、予算現額に比べ96.7%の執行割合となっております。

歳出の構成比につきましては、3款の民生費が22.9%、2款の総務費が21.1%、4款衛生費が19.3%、10款教育費、12款の公債費が7.4%、8款の土木費が6.2%の順となっております。

歳出の主な内容については割愛をさせていただきます。

続いて、1-4ページをお願いいたします。

前年度との歳入歳出の決算額の比較になります。

まず歳入ですが、31年度との比較で大きく額が増えているところは国庫支出金、町債、都支出金、寄附金、繰入金、地方交付税の順となります。

国庫支出金は、コロナ対策の特別定額給付金7億3,600万円、臨時交付金2億5,200万円、新クリーンセンターの交付金4億8,200万円の増などになります。

町債は、新クリーンセンター建設事業の関係で2億400万円、防災無線デジタル化で1億6,900万円の増などになります。

都支出金は、総合交付金が2億6,800万円の増になります。

寄附金ですが、3億円のふるさと納税があったことにより2億円の増となります。

繰入金は、公共施設整備基金1億円の増、新型コロナウイルス感染症緊急対策基金6,100万円の増などとなります。

地方交付税は、特別交付税の減はありますが、普通交付税が1億5,100万円の増となります。

大きく歳入減となつてございますのは、町税、使用料、地方特例交付金となります。

町税は、住民税が個人、法人合わせまして2,800万円の減、固定資産税が2,400万円の減となつてございます。

使用料は、保育使用料1,900万円の減、温泉使用料が2,400万円の減となつてございます。

地方特例交付金は、子育て支援臨時交付金の減となります。

続きまして、歳出で大きく増えているものとしましては、総務費、民生費、衛生費、消防費となります。

総務費は、寄附金や新クリーンセンターの交付金などの歳入により、ふるさと創生基金に2億円、公共施設整備基金に8億4,100万円積み立てたことによるものでございます。

民生費は、新型コロナウイルスに係る事業の水道料金の補助事業1億9,500万円、特別定額給付金が7億3,600万円の増となつてございます。

衛生費は、温泉の運営経費が減となつてございますが、新クリーンセンター建設事業の前払い金5億円、病院への繰出金1億4,700万円の増となっております。

消防費は、消防デジタル無線の整備で1億6,900万円の増となります。

減額となつたところは土木費となります。公営住宅建設費が8,900万円、道路新設改良費が5,000万円、底土トイレ改修工事が3,900万円の減となっております。

次に、1－5ページ、令和2年度の財政状況になります。

まず、実質公債費比率につきましては普通交付税の増、都道府県貸付金の償還金が減少したことにより12.2%と31年度に比べ0.1ポイントの減となつてございます。財政構造の弾力化を示す経常収支比率は84.6%となりまして、31年度と比較して6.1ポイント減少してございます。こちらは総合交付金の増に伴い、一般財源の負担割合が減少したことによるものでございます。

町債の令和2年度末現在高は、31年度より1,135万円増の64億6,488万円となりました。

積立金は後にしまして、債務負担行為は庁舎の清掃、また、夜間警備委託となります。

積立金についてですが、基金の現在高につきましては、財政調整基金の減はございますが、公共施設整備基金に8億200万円、ふるさと創生基金に2億6,100万円、計10億5,900万円を

積み立て、令和2年度末現在で50億2,555万7,000円となりました。

新クリーンセンター建設事業、防災無線のデジタル化事業、その他の大規模改修事業などを控えていることから、依然、楽観視はできない状況と考えてございます。

続いて、1－6ページをお願いします。

左側が歳出における性質別区分、右側が節区分となっております。

先に節区分についてですが、大きく減となるのは7の賃金、13の委託料、11の需用費となります。

賃金につきましては、節区分の廃止によるものでございます。委託料は、教育施設の長寿寿命化計画の減が主なものとなります。需用費は、コロナの影響による施設の光熱水費等が主なものとなります。

一方、増となるのは25の積立金、19の負担金補助及び交付金、15の工事請負費、28の繰出金、1の報酬が増となります。

積立金につきましては、公共施設整備基金等の積立てによるものでございます。負担金補助等は特別定額給付金等となります。工事請負費は新クリーンセンター建設事業、繰出金は企業会計への繰り出しによるものでございます。報酬は会計年度任用職員の増となります。

次に、性質別区分についてですが、31年度との比較で大きく額が増えているところは、補助費、積立金、普通建設事業の順となります。

一方、減となった項目は物件費、繰出金等となります。繰出金は、浄化槽が企業会計となったこと等によるものでございます。

次に、1－7ページになります。

負担金では、12番の個人番号カード発行関連委託交付金213万5,000円の増、19番、団体集客事業が523万2,000円の減となっております。

補助金では、企業会計合わせて2億3,677万4,000円の増。コロナ関連事業の減では、雇用拡充補助金、イベント等の中止による減となります。

続いて、1－8をお願いいたします。

地方債現在高の状況となります。令和2年度末の合計は64億6,488万7,000円となりました。地方債につきましては、将来的な財政運営に影響が少なくなるよう、交付税措置があるものを優先して借入に努めてまいります。

以上、説明を終わりますが、私債権の放棄につきまして各課長より説明をさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 不納欠損について説明があります。

建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 資料の1-17ページのほうをご覧いただきたいと思います。

○議長（奥山幸子君） すみません、もう一度言っていただけますか。

○建設課長（瀬筒国治君） 1-17ページのほうをご覧いただきたいと思います。失礼いたしました。

八丈町債権管理条例第14条に基づきまして、建設課が令和2年度に実施した債権、住宅料の放棄についてご報告いたします。

金額につきましては、平成26年度分が7,236円、平成27年度分が11万8,000円、合わせて12万5,236円で1名分の債権となります。この債権につきましては、消滅時効による時効期間が経過しており、当該者となる1名が死亡していることから回収が不可能な債権でございます。

なお、住宅料の消滅時効につきましては、民法第166条第1項第1号の規定により5年となっております。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 同じく1-17の建設課の下の欄、住民課、こちら八丈町債権管理条例第14条に基づき、令和2年度に実施いたしました債権の放棄についてご説明申し上げます。

まず、住民課の上のほうに記載してある私債権、じん芥処理手数料1万8,260円、全2件となりますが、いずれも代表者がお亡くなりになったため回収不能の債権となります。

下の一般廃棄物処理手数料、し尿浄化槽汚泥分となります。全4名分となり、3名の方は町営住宅入居者で、1名が居所不明、2名の方はお亡くなりになり、残りの1名の方は生活困窮により生活保護受給者となり、消滅時効による時効期間が経過しており、いずれも回収不能の債権となります。

以上で住民課所管の債権放棄の説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） すみません。ただいまの資料の1-17ページですけれども、保育料が上に載っていますが、こちらは公債権になります。訂正しておわび申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

お諮りします。

一般会計の決算認定については、初めに歳入、歳出については款を分けて進行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認めます。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、一般会計決算書、厚いほうです。歳入11ページから27ページについての質疑をお受けいたします。

9番。

○9番(岩崎由美君) 決算書の23ページ、あと資料の1-2の、総務課のほうの……

○議長(奥山幸子君) 23ページですか。

○9番(岩崎由美君) 23ページです。今おっしゃっていた寄附金の件です。

すごく寄附金伸びていますよね。何遍も桁を数え直しちゃったんですけども、それで総務課の資料の2-9を見るとふるさと納税が伸びているということで、ANAのほかにも、全日空のほかにもいろいろやっているようなんですが、単純にこれはその他の、例えばふるさとチョイスとか、そういうところのふるさと納税が増えたのでしょうか。

○議長(奥山幸子君) 総務課長。

○総務課長(菊池正勝君) 寄附金の増加につきましては、毎年多額の寄附をしていただける方が金額を増額したというような解釈をしていただければいいと思います。

○議長(奥山幸子君) 9番。

○9番(岩崎由美君) それでは、ふるさと納税と書いてあるけれども、純粋な寄附金ということよろしいんですね。

○議長(奥山幸子君) 総務課長。

○総務課長(菊池正勝君) こちらにつきましては、ふるさと納税という解釈でお願いします。

○議長(奥山幸子君) 副町長、追加がありましたら、大丈夫ですか。

(副町長「ないです」の声あり)

○議長(奥山幸子君) 11ページから27ページの歳入ですけども。

9番。

○9番(岩崎由美君) 企画財政課の資料の1の今の寄附金の下のほうで、温暖化防止プロジ

ェクト助成金というのがあるんですが、100万円、これはどんなことをされたんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） すみません、もう一度言ってもらえますか。資料のほうですよ。

○9番（岩崎由美君） 資料の企画財政課の1－2ページ、下のほうの諸収入のところで温暖化防止プロジェクトというのが100万円あるんですけれども、これはどのようなことをされたんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） こちらの100万円のほうなんですけれども、産業観光課のほうで、坂下3地域に花いっぱい運動で100万円ずつ補助金を出しておりますけれども、そちらのほうの財源になっております。すみません、坂上の。

（岩崎議員「坂上ですね。ありがとうございます」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、歳入についての質疑を終結いたします。

続いて、歳出28ページの議会費から40ページの総務費までの質疑をお受けいたします。28ページから40ページまで。

4番。

○4番（山本忠志君） 32ページ、災害対策費のところでございます。

審査資料でいうと2－5から2－7にかけて、令和2年度の災害についての細かな説明が書いてあるんですけれども、大雨ですとか台風12号、台風16号の災害があつて、このときには避難所も開設して大変な災害があつたと思うんですけれども、この災害対策委託料のところは繰越明許費として翌年度に回っている額もあるんですけれども、その下の使用料及び賃借料というところで不用額がそっくりそのまま残っているということもあつて、不用額が多過ぎるんじゃないかなというふうに感じたものですが、これについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） こちらにつきましては、避難所等の密を避けるためにホテルを借りることができるようにしておくための予算でございました。実際にそういう状況が起きなかつたということで不用額と。いつ起こるか分からないということで減額もできなかったというようなことで、ご理解をお願いしたいということです。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） よく分かりました。それは用意はしたけれども使うこともなかったという理解でいいわけですね。

それで、2－5ページの7項目のところに、これは我々も感謝しているところなんですけれども、町立八丈病院のスタッフの、本当によく頑張ってくれたということがしっかりと記載されておりまして、私もそのとおりだと思っているんですけれども、これは終わったことですのでもう仕方がないんですが、今後このような特殊任務、コロナに関わることで町立病院はすごく、職務ではあるんですけれども大変な貢献をしてくれたということを考えると、私はこのコロナも災害の一種と考えて、特殊手当といいますか、災害対策の手当等も加味してあげてもいいんじゃないかなというふうに、法律的なこととかいろいろあって難しいと思うんですけれども、そういうふうな配慮もあっていいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、課長、いかがですか。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） 去年の補正予算でも計上させていただいているんですけれども、去年の補正予算で計上しましたけれども、コロナに対応した職員については一応特殊勤務手当を措置しております。多額ではございませんけれども、措置するようにして、昨年から支給をしているということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

4番。

○4番（山本忠志君） 分かりました。多額ではございませんけれどもというところがちょっと引っかけたんですけれども、多額の、相当の額の、事務に対する相応の額の補助を今後お願いしたいというふうに思うんです。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） 金額につきましては国等で示されて、ほかの自治体に合わせておりますので、その辺をご理解いただきたいということで、1回当たり3,000円から4,000円ということでございます。

（山本議員「もう10倍ぐらい欲しいですよ。仕方がないですね。分かりました」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかに。

5番。

○5番（沖山恵子君） 昨年と比べて30%の収入支出の増というところで、えっと驚いたら、

コロナの対策費が主なものですよという説明が企財の課長からあったと思うんですけども、企財の資料の1－4ページの民生費も67%とかなり伸びているんですけども、ここは何なのかを聞き逃したので、申し訳ありませんけれども、民生費が大きく増えた理由を、ページのここが増えたんだよというのを教えていただきたいんです。

○議長（奥山幸子君） 民生費、資料の1の……

○5番（沖山恵子君） 1－7で、決算資料だと40ページ、41ページが民生費なんですけれども、ここら辺のどこが増えて67%も増えたのか教えていただけると。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 大きく増えていますのは特別定額給付金が、先ほど申し上げた7億3,600万円ということでございます。あと臨時交付金、これは水道料金の補助等に使用させていただいたものが2億5,000万でございます。

○議長（奥山幸子君） 40ページ、増えているということ。

一応総務費までなので、民生費は次になるんです。

○5番（沖山恵子君） ごめんなさい、ページで入っているんだと思いました。

総務費のところ、先ほどの水道料とかいろんなものとか、コロナ交付金は総務費だと思っていたんですけども、今民生費だというお話で、すみません、理解が悪くて。総務費の10億増えたのは何に使ったお金ですか。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） 私から答えてよろしいですかね。企財課長から答えますか。

先ほど多分企財課長から説明があったと思いますけれども、基金の積立金の増加だということですよ。

○議長（奥山幸子君） 企財課長、いいですか。

（企画財政課長「はい、すみません」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 一応総務費までなので、すみません、受けてしまって。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、総務費までの質疑を終結いたします。

続いて、40ページの民生費から53ページの衛生費までの質疑をお受けいたします。

4番。

○4番（山本忠志君） 41ページよろしいですか。社会福祉総務費ということで、ざっくり書

いてあるところなので細かく教えてもらいたいんですが、41ページの18節のところに負担金補助及び交付金という項目があって、これは通常、大体定額で支出することが多いんじゃないかなと思うんです。ですので、不用額が55万も残るとするのは一体どうしてなのかなというの。この額に対する55万ですから大したことないのかもしれないんですが、課長、説明していただけますか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） すみません。私のほうで、今細かいところをつかんでいませんので、申し訳ないですけども後でもう一度確認をさせて回答したいと思います。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

民生費から53ページの衛生費までです。

4番。

○4番（山本忠志君） 今度は49ページをお願いいたします。資料集でいうと5-22ページに当たるんですが、扶助費、5-22ページに当たるところで予防接種の件です。

5-22ページ、審査資料を見ますと、子宮頸がんが、令和2年度は今までずっとゼロだったところが13名に上っていると。それからその下、後期高齢者肺炎球菌、それからインフルエンザ、この3つについてはすごくデータが上がっているんですけども、この予防接種の増加についてのわけを教えてくださいませんか。どのように分析しておられるのか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） まず子宮頸がん、こちらにつきましては、まずこの※1にも書いてございますが、平成25年6月よりの積極的な勧奨の中止というところが国のほうから示されました。ただこれは、今現在もう既にニュースでも出ていますが、積極的にまた勧奨しなさいよというふうに変ってきているんですね。実は令和2年度もそのところが段階的というか、勧奨してくださいみたいなことが国のほうから来ていまして、今年度になって積極的というのがまた加わってきましたので、その部分で増えてきているというところですね。

あと高齢者の肺炎球菌のほうも毎年行っておりますが、一番下のインフルエンザなんですけど、コロナの関係でインフルエンザの予防接種もしてくださいというところで、通常の個人負担分をさらに約半分ですか、東京都のほうで補助しますという政策が示されました。それによってこのように増えたというところでございます。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 分かりました。今、お話しいただいた子宮頸がんについては、社会状況の変化もあるということで、私も注目して見ていたんですけども、やっぱりこれは町民の方の判断で、これは受けたほうがよかろうということでこのようなデータの向上が認められるのかなと理解していいわけですね。町として積極的に啓発しているということではないんですか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） この子宮頸がんにつきましても、やはり強制ではございません。まずはご本人様、あと中学生ぐらいのお子様なので、対象年齢が。そうなってくると保護者の方のご判断も関わってくると思います。そうしたところで町としては子宮頸がん、勧奨ということで強制ではないので、あくまでもそここのところは今後もPRのやり方ですね。勧奨の仕方を工夫しながらやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ほかに。

民生費から衛生費までです。

5番。

○5番（沖山恵子君） 福祉健康課資料の5-4の老人クラブに関する補助なんですけれども、いろんな補助が大分、31年度増えて令和2年度は減っているんですね。すみません、取り下げます。逆に見ました。補助が出ているのに仕事していなくて、結果どうなっているのかなと思ったんですけども、全部中止ということですね、ごめんなさい。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

どんどん行っちゃいますよ。

4番。

○4番（山本忠志君） すみません、何度も。先ほどと同じ49ページなんですけど、健康増進費の委託料、不用額が86万円。予算現額に対して5.6%お金が余っているということで、これはそのわけを教えてくださいませんか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） すみません、ちょっとお待ちください。

（山本議員「ページ数でいうと、資料集の……、いいですか、議長」の声あり）

○議長（奥山幸子君） はい。

○4番（山本忠志君） 5－19ページに健康増進事業及びその他の事業というところに、備考の欄に委託料がたくさん書いてあって、これ全部足し算すると支出済額1,400万になるんですけれども、こういうところで不用額が出るというのはなぜかなと思つての質問です。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） またこちらのほうも再度確認はいたしますが、まずがん検診、令和2年度はご存じのように、通常来ていただいている業者さんから、コロナで行けないということで、急遽ほかの業者さんを探した。そういったところでも新たに見つけたところが検診のバスとかも保有をされていたので、そういった部分も減額になっているものというふうに認識はしてございます。

あとはやはり、女性のがん検診も例年よりは、令和2年度は少し減ったというところが出てきているのかなというふうに考えてございます。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 結構です。分かりました。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

1番。

○1番（宮崎陽子君） 資料の5の中の5－6、タクシー利用助成券という、この件についてお聞きしたいんですけれども、現在の状況とまた人数等分かりましたら、詳細を教えてください。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 今現在の細かい数字が今現在はないんですが、ちょっとお待ちください。

お待たせしました。一応このタクシーの助成について、身体障害と視覚と知的、この3種類の障害の方でお出しをしているんですが、まず令和2年度、こちらが27名というところでございます。前年度の平成31年度、こちらが18名というところで来ております。

令和3年度につきましては、まだ数字が出ておりません。

（宮崎議員「ありがとうございます」の声あり）

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ここで休憩を取りたいと思います。10時20分まで休憩といたします。

（午前10時03分）

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時20分）

○議長（奥山幸子君） 先ほどからの続きです。

40ページの民生費から53ページの衛生費までの質疑をお受けしております。

福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 先ほどは申し訳ございませんでした。

まず、4番議員からご質問のあった社会福祉総務費、こちらの不用額の部分でございますが、一応これ社会福祉協議会さん、こちらのほうに人件費を出しております。その一部の減と、あと民生児童委員、こちらのほうにも運営費というか出してはまして、こちらのほうでコロナ禍によりまして研修の出張等がなくなったと。全てなくなったということでの差額でございます。

それともう一つ、健康増進費、こちらの不用額は、先ほど申し上げましたように、やはりがん検診の部分なんですけど、一番主なものは、実は資料の5-20ページに女性のがん検診の部分がございまして。こちら期間が3月ということで、当初の予算から減額が見込めなかったと。3月に間に合わなかったというところでございまして。

○議長（奥山幸子君） ほかに質問ありませんか。よろしいですか。

3番。

○3番（山下則子君） 母子保健のところだと思うんですけども、資料でいくと5-16の19番が食育、妊婦料理教室の事業費が2年度はゼロ円になっているんですけども、その次の5-18ページの妊婦料理教室だと対象件数が13名、延べ人数いると書いてあるんですけども、これはなぜゼロ円になっちゃったんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 5-18のほうは、対象者がこれだけいらっしゃるというところなんですけど、実際、この料理教室のほうは行われていないというところでございまして。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

3番。

○3番（山下則子君） コロナでできなかったということですか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） そうですね。コロナの関係でどうしても、結構食育関係もい

ろいろやるんですが、密になるというところもございましたので、一応課内で検討して中止にしたというところでは。

○議長（奥山幸子君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） それでは、衛生費までの質疑を終結いたします。

続いて、53ページの労働費から65ページの商工費までの質疑をお受けいたします。

53ページから65ページまでです。

ございませんか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 資料の6の産業観光課の資料の6-2になります。

東京都の商店街チャレンジ戦略支援事業補助金がゼロ円になっているんですけども、まずこの内容、何でゼロ円になったのか教えてください。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） こちらの補助金に関しましては、例年開催しております夏まつりの補助金として申請したものですけれども、中止により補助金のほうがゼロになっているということです。

○議長（奥山幸子君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） この補助金、夏まつりで毎年使っていたということ、よく分かりました。ありがとうございます。

しかし、これイベントだけじゃなくて街路灯ですとか、ホームページ作成、ポイントカードの導入とかいろんなものに使えるものなので、ぜひこのとき使っていただきたかったなど。

もし夏まつりが開催できないとか、今後もあると思いますので、そういうときはまた別なものに使えるようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） こちらの補助金、上限が決まっている補助金にはなるんですけども、例年、夏まつりがあれば当然そちらのほうに充てる補助金として活用しております。来年どうなるかというのは、まだ今の時点で分からないですけども、その補助金の中身は確認していきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） すみません、9番が早かったので。

9番。

○9番（岩崎由美君） 産業観光課の6-2、観光費のところでは島しょ観光産業活性化支援事業補助金とか、3つありますよね。宝物というのもあって、これにはまず宝島は入っていないのかというのと、この3つの予算はどのように使われたか教えてください。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 観光費のほうの補助金ですけれども、まず一番上の島しょ観光産業活性化支援補助事業、これはフリージアまつりの補助金になります。その下の「宝物」ブランド戦略支援補助金、こちらは31年度と令和2年度、2年間に限った補助金だったんですけれども、こちらの補助金を活用してパンフレット等を作成しております。

一番下の多摩・島しょ地域観光施設整備等補助金は、これはふるさと村の建設費の補助金になっております。

また、東京宝島の関係に関しましては、こちらの観光費のほうの歳入という形でのものはなく、また歳出のほうにも入ってはおりません。

以上です。

（岩崎議員「ありがとうございます」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 9番、よろしいですか。

○9番（岩崎由美君） そのパンフレット類ということなんですけれども、幾つかのパンフレットはあると思いますけれども、これは350万円で1種類のパンフレットをお作りになったんですか。それとも複数作ったんですか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） パンフレットの種類は、いろいろ観光スポットのパンフレットを作りましたので、全部で15種類のパンフレットを作成しました。

○議長（奥山幸子君） すみません、4番が先だったので、いいでしょうか。

4番。

○4番（山本忠志君） 65ページです。観光費の中の負担金補助及び交付金のところなんですけど、審査資料でいうと6-14ページに細かく載っているんで、これを見ると何でこんなに予算現額に対する支出が少ないのか。大体想像はつくんですけども、これ細かく読んでいけば。コロナにより相当行われなかったこと多かったんですね。ですので、この不用額930万、減額に対して24%の不用額ということで、突出して多いような気もするんですけども、この内訳について説明をお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） すみません、ちょっと確認させてください。

○議長（奥山幸子君） ちょっと確認ということで少しお待ちください。

ほかによろしいですか。先にやってよろしいですかね。

10番。

○10番（金川孝幸君） 産業観光課の資料6-15、パブリックロードレース、オンラインの開催になってまた来年もオンライン開催ということなんですけれども、申込み状況とか参加者の反応とか聞かせていただきたいのと、あとレインボーカップというフットサルの大会、今年規模を縮小してやってよかったなと思うんですけれども、せっかくこれ盛り上がってきた大会、いつまでもオンラインやっているとまた振出しに戻るんじゃないかという心配もあるんですけれども、コロナの感染状況とかも見ながら、来年はぜひ工夫して実行してもらいたいなど。来年というか翌年度ですね、実行してもらいたいと思うんですけれども、ちょっと聞かせていただいでよろしいでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） パブリックロードレースに関しましては、来年1月の開催に関しましてもオンラインでの開催ということになりましたけれども、申込みのほうは、12月のたしか17日までだと思いますけれども、また続いているんですが、今現在の申込み数は220名ほどは申込みがあります。

レインボーカップに関しては……

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） レインボーカップに関しては、既に今年度から縮小開催させていただいているところございまして、コロナの施設のガイドラインとか、そういうのが来年度もあるんでしたら、そのガイドラインに沿って開催していきたいと考えております。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長、4番に対する回答をお願いします。

○産業観光課長（高野秀男君） すみません、ちょっと確認をさせてもらいまして申し訳ございません。

こちらのほうが多く不用額が出たのは、団体集客の3割補助事業の関係と、あとフリージアまつりの関係での……、失礼しました。ほとんどがバスの団体集客の3割補助に関するものが大半を占めております。あと5割のほうもコロナ対策という形で、団体集客に合わせて実施しておりましたが、そちらのほうの不用額も発生しております。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 分かります。やむを得ない事情ですよね。コロナのせいで人が来ないんだから、観光は特に来島者に対する予算ですから、それが減るのは分かるんですけども、であるならば、これこそ有効に使うためにも、ただ余らせて不用額として計上すればそれでいいやじゃなくて、しっかりと年に4回、補正予算の機会があるわけですから、もうちょっと八丈町の観光事業について補正で回してもいいんじゃないかと思うんですね。例えば、昨日の一般質問でもございました観光掲示板、案内表示盤とか、ひどい状態のところいっぱいあるんですよ、八丈の中で。同じ観光の中だから、あまり項目違うと補正予算も組めないかもしれないんですけども、上手にやりくりしながら八丈町の観光振興のために働くのがあなたの役目でしょう。どうですか、その辺のところは。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 補正の対応等で不用額が多く出てしまったということは反省しております。ただ、結構コロナ禍の中で団体客の予約等もあったというところで、減額をしなかったという現状もありますので、その辺はご了解いただければと思います。

また、今の島内のいろいろ観光の観光案内板等、来島される方から八丈町での、来島したはいいけれどもいろんな不便なところがあるというふうな、いろんな声も当然耳に入っておりますので、そういったところはしっかり声を聞いて、観光事業のほうに役立てていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（山本議員「今後に期待します」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかに。

9番。

○9番（岩崎由美君） なかなか、財源の目的が決まっていると、ほかに変更するのも難しくご苦労されていると思いますが、今後、今のお話、期待しています。

私の質問は6-13、ハイカーへの対策事業、一番下ですけども、委託料として散策路の伐採等の委託があったんですが、これ具体的な場所を教えてください。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 場所はいろいろあるので、全てはあれなんですけれども、裏見ヶ滝の散策路だったりとか、沢の小路の散策路だったりというところが大きく伐採等で使われております。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 裏見ヶ滝なんかは業者さんに入ったのか、それともあそこは地元の人

たちが管理されていると思うんですが、どちらに委託をされましたか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 地元の事業者の方に委託しております。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） さっぱりして、あそこをやったんだなとよく分かりました。

その伐採した裏見ヶ滝のところですが、伐採やられて非常にきれいになったんですが、滝の下、やはりずっと歩きづらいというか滑りやすい状態が続いているので、今度そういった散策路の整備のときに少し補修していただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 私たちも適宜、場所のほうのそういった草木の伐採等をするために確認のほうはさせてもらっております。また、そういった部分は気をつけながら、今後も確認作業のほうはしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ほかに。商工費まで、65ページ。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 産業観光課の資料6-7、ふれあい牧場の管理の関係なんですけれども、多分この年度から八丈町商工会のほうに委託されていると思うんですけれども、何か変化があったかどうか教えてください。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 商工会のほうに令和2年度から管理の委託をし始めました。水、土、日、また夏、ゴールデンウィーク、冬の繁忙時期には日数を増やして、年間205日入ってもらっているわけなんですけれども、去年はコロナの影響もあったというところで、なかなか考えたようなところもうまくできなかったところはあるかと思っておりますけれども、しっかりと清掃等の管理もしていただきますし、また、プリンだったりとかアイスだったりとか、そういったものも繁忙期に販売していただいて、来場された方からは非常に好評を得たなというふうな感触を持っております。

ですので、商工会のほうに委託してよかったというふうに、今のところでは判断しております。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

8番。

- 8番(山下 巧君) 観光に関係しますけれども、島の観光の……
- 議長(奥山幸子君) ページ数は。
- 8番(山下 巧君) 特に……
- 議長(奥山幸子君) 資料でもいいです。
- 8番(山下 巧君) 島の観光の2次交通に関する進捗状況を聞いたかったですけれども、前から議会でも何回か取り上げられていますけれども、そういうアクションがあるのかどうかお尋ねしたい。
- 議長(奥山幸子君) 産業観光課長。
- 産業観光課長(高野秀男君) 2次交通に関しましては、これまでも実証実験を観光協会等でもやってこられたというところで、そういった検証をしつつ、今後2次交通に関してどういったところが島内のほうで可能になるかというのが、これは継続的な、以前からいろいろと観光の中では話題になっている話ではあるんですけれども、まだ具体的にはどうこうしていくかというふうなところの話まではまだ至っておりませんが、いろいろとこの2次交通に関しての関心のほうは高まってきているというところで、今後さらに皆さん、関係者の中で話し合っていきたいというふうに現在のところは思っております。
- 議長(奥山幸子君) 8番、よろしいですか。
- 8番(山下 巧君) これがスムーズにいかないと、今後の観光がどうしても行き止まりになっちゃって、島はどんどん疲弊するぞということになっていますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。
- 議長(奥山幸子君) 10番。
- 10番(金川孝幸君) 資料の6-11ページ、物流センターの管理費なんですけれども、修繕費が毎年かかっているんですが、建物を含め、設備ももう相当限界に近いんじゃないかと思うんですが、建て替え等の計画はないんでしょうか。
- 議長(奥山幸子君) 産業観光課長。
- 産業観光課長(高野秀男君) 物流センターも老朽しており、毎年補修費のほうもかかっているような状況の中です。そういったところで、今はどういったところに場所を建てるかとか、そういったところの一応検討はしておりますので、このまま老朽のまま今後どうするかというような話の中で、まずは今の物流センターの利用実績等もいろいろ分析していかなきゃいけないなというふうに思っております。
- そういったところで、どれぐらいの規模にするのかということももちろん精査しなきゃ

いけないですし、建て替えについては今検討している最中でございます。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

（金川議員「はい。お願いします」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、商工費までの質疑を終結いたします。

続きまして、65ページの土木費から72ページの消防費までの質疑をお受けいたします。

質問はないようですけれども、よろしいですか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑ないようですので、消防費までの質疑を終結いたします。

続いて、73ページの教育費から86ページの予備費までの質疑をお受けいたします。最後までです。

4番。

○4番（山本忠志君） お願いします。ページ数でいうと73ページ、教育費の繰越明許費でちょっとお尋ねしたいんですが、小・中それぞれ繰越明許費として240万計上されておるんですけれども、これは何のための繰越しなのかご説明願います。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） これは令和2年度の国の補正予算が今年の3月につきまして、それでコロナ対策費として消毒薬とか、それに関する委託費をそこで予算を一度確保して、3年度に繰り越したものでございます。

○議長（奥山幸子君） ほかにありますか。

9番。

○9番（岩崎由美君） ここに載っていないんですけれども、教育課の資料のほう、以前から自給率、給食の島内産自給率みたいなのを何遍かお聞きしていると思うんですが、途中重量から金額に変わったこともあるんですけれども、例えば住民課でアズマヒキガエルを今年何匹捕ったみたいな資料が残っているので、教育費の資料の中に暦年のデータを資料に入れていただくことは可能でしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 可能でございますので、以降、資料として提出させていただきますのでよろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） すみません、何度も何度も。もうこれでやめます。

教育費の中、社会教育費かな。歴史民俗資料館のことなんですけれども、ページ数でいうと83ページに当たるのかな。委託料が支出済みが1,500万、これがその前の平成31年度について調べてみましたら599万円だったんですね。3倍になっているんですね、この委託料が。資料の9-17ページを見ますと、平成31年度に比べて令和2年度は6,000人から2,000人に、およそ6,400から1,900人に、3分の1に減っているわけなんですけれども、入館者に対して委託料の3倍増というのは、何かいろいろ大きな変化とかあったのかなとお尋ねいたします。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） これは現在、支庁のホールでお借りして、シルバー人材センターに管理関係、受付等委託している委託料ではございませんでして、展示、これから作成する歴史民俗資料館の展示構想とかそういうのを委託した委託料でございます。

（山本議員「確認」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 今現在の支庁を借りているところの委託料ではなくて、今後、町で新たに建設していく、そのための委託料も含めているということなんですか。そういう理解でいいんですね。よく分かりました。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 9-13資料のところで、給食の未収入額なんですけれども、28から31までの右側のほう、どんどん増えていまして、28年度は2万3,000円だったのが31年度は27万と4年で10倍ぐらいに増えているんですけれども、これは何でかなというのと今後の回収の見込みとか、分かったら教えてください。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） そうですね。1人の、お子さんが何名もいる方が、当該年度滞納しますと、それから続く傾向がございます。そういうところで増えているところに見えるんですけれども、2年度、それから今年度と滞納繰越額という、現年と滞納繰越額というのがあるんですが、それは減ってございますので、回収は粛々と努めているところでございます。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 例えば1人のお子さんが払わないと続くよというのは、払えないのか、親御さんの意識の中で給食費払わなくてもいいんじゃないというのがあるのか、いろんな

意味合いがあると思うんですけども、給食費も払えないような人というのはそれなりのまた対応をしていかなきゃいけないと思うんですけども、その辺はどんな感じですか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 収入が少なくて払えないという方は、準要保護でも給食費の補助をしておりますし、恐らくそういうのが該当しないで払わないという方になるんですね。ですから、そこの境界を行ったり来たり、実際のところ行ったり来たりするご家庭もございまして、難しいところではございますが、そういうところでございます。

○議長（奥山幸子君） 5番さん、いいですか。

（沖山議員「はい」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。予備費まで。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 教育課の資料9-4、八丈町の成人祝賀式についてですけども、成人が18歳に引き下げられるということで、八丈町の今後の成人式の方向性を教えてください。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 来年の4月1日から成人年齢引下げの法律が施行されて、成人年齢が18歳になるというところで、再来年、令和5年の成人式からどうするかというところが今全国で議論されているところではございますが、8割5分とか9割方が二十歳の皆さんを名称を変えてお祝いしたいというところの傾向があります。

私どもの教育委員会としては、二十歳の皆さんをお祝いしたい、18歳ではなくて、18歳ですとやはり、まだ受験ですとか、それから就職ですとか、ちょうど3学期の一番忙しい時期に当たりますので、今までどおり二十歳の皆さんを、例えば名称を二十歳を祝う会ですとか、二十歳の集いですとかに変えて、今までどおり二十歳の方をお祝いしたいなというふうに考えておまして、今八丈高校生にもアンケートを取って、こういう方向でやりたいんですがいかがでしょうかというようなアンケートを今から取る予定でございます。

教育委員会の青少年委員会は、二十歳の方をお祝いすればいいんじゃないかというふうな了承は得ております。

○議長（奥山幸子君） 10番。

○10番（金川孝幸君） 資料の9-15ページ、八丈町英会話教室の実績なんですけれども、学年別で見ると中学生、全く利用がなくて、高校生も1年、2年生ゼロになっています。

先日、学校の視察というか授業を見る機会がありまして行って来たんですけども、中学

校の英語の授業、以前と比べると会話中心の授業になっていてすごくいいなと思ったんですけども、この町の事業には参加ゼロなんですけれども、何かこれ理由があるんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） これは中学生になると部活動とかが始まりまして、そちらに力を入れる生徒さんが多くなって、こういう町の英会話教室には参加しない傾向があるというのは聞いております。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですね。

それでは質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第6、認定第5号 令和2年度八丈町一般会計決算認定については原案どおり認定いたしました。

◎認定第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第7、認定第6号 令和2年度八丈町介護保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） それでは、書類番号9番の2ページ目をお願いいたします。
認定第6号 令和2年度八丈町介護保険特別会計決算認定について。

令和3年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度八丈町介護保険特別会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付します。

資料のほうにつきましては、令和2年度八丈町特別会計決算書のほうをお願いいたします。まず、2ページ目をお願いいたします。

令和2年度八丈町介護保険特別会計歳入歳出決算。

決算額のみ申し上げます。

歳入10億6,743万2,895円、歳出10億4,680万4,648円、歳入歳出差引残額2,062万8,247円、翌年度へ繰越し。

次のページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

こちらのほうも収入済額のみ申し上げます。

1款保険料1億9,234万7,200円。現年度分につきましては、31年度に引き続きまして徴収率98%を超えることができました。

2款分担金及び負担金1万6,560円。こちらは青ヶ島村さんからの介護認定に係る事務委託金ですが、2年度の実績は4件となります。

飛びまして、4款国庫支出金2億5,802万5,048円。

5款支払基金交付金2億5,615万5,000円。

6款都支出金1億4,768万3,570円。国庫支出金から都支出金までは、それぞれ各負担割合での歳入となります。

4ページのほうをお願いいたします。

8款繰入金1億7,716万4,200円。繰入金につきましては、町の介護給付負担分12.5%のほか人件費、あと介護保険のシステムの委託料、あと認定調査に関する費用が主なものでございます。

9款繰越金3,463万8,811円。

10款諸収入140万2,506円。こちらは前年度と比較しまして大きく伸びてございますが、第三者納付金、こちらが139万1,906円という部分が含まれております。この第三者納付金というのは、第三者行為によって、まずは保険で立替えをして使った分、それを加害者という言い方でいいんですかね、そちらの方からお金を入れていただく。保険を使わないで、けがを

された方の分を補償いただくというものでございます。

以上、歳入合計、収入済額が10億6,743万2,895円です。

次のページをお願いいたします。

こちら歳出でございます。

こちらも支出済額のみ申し上げます。1款総務費3,850万4,595円。歳入のほうでも触れましたが、職員の人件費、あと介護保険システム、認定調査に関する費用が主なものでございます。

2款保険給付費9億1,784万3,758円。こちらは平成28年、29年度と前年度より減少傾向にございましたけれども、平成30年度からは上昇に転じてございます。令和2年度につきましても増となっております。

4款基金積立金1,335万775円。介護給付費準備金への積立金になります。こちらは平成31年度末での保有額2,058万1,051円となっておりますので、それプラスこちら積立金1,335万775円というのが現在の保有額ということでございます。

次は、6ページのほうをお願いいたします。

5款地域支援事業費5,584万1,283円。31年度より約5,306万円の減となっております。主に要支援1や2の方の通所型のサービスや地域包括支援センターの委託料、あとはおむつ代の支給などに係るものでございます。

6款諸支出金2,126万4,237円。一般会計への繰出金、国や東京都への返還金、保険料の還付金になります。

以上、歳出合計、支出済額は10億4,680万4,648円、歳入歳出の差引残額が2,062万8,247円で翌年度に繰越し。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（沖山恵子君） 利用される方とか金額が、減少していたのがまた上がってきていますよということなんですけれども、多分あと何年かで最高潮に達するという見込みが出ていると思うんですが、それに対するスタッフさんですね。現在ある事業所さんは暇だよという

ころもあるし、ちょうどいいよというところもあると聞いているんですけども、今後の見込みとか、今年の研修を受けている方の状況とか、ヘルパーさんの、教えていただけますか。

○議長（奥山幸子君） なるべくページ数を言ってからお願いします。

○5番（沖山恵子君） ごめんなさい。資料の5-32のいろんなサービスの実績が出ているところで。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） そうですね。こちら私どもでも今考えているところが、実は人口減という現状もございまして、大体今ぐらいが高齢者の人数もピークにきているというふうに考えてございます。

そうした中で、今議員がおっしゃられたように介護人材ですよ。ここがやはり一番私たちも真剣に考えて、何かしらの手だてを考えなければいけないというところで、今現在はコロナ禍の影響もございまして、どちらかという通所型のものを、例えば通常利用されている方もそこを抑えている、外出を控えているという形もございます。

ただし、そうした場合には、この決算の数字でも分かるんですが、居宅系のほうでサービスを使われている方が結構いらっしゃるんで、この介護サービス等諸費のほうが大きく伸びてはいるんですが、そうした部分で今後この人数が少しずつ減少していくと考えたときに、今八丈にあるいろいろな各事業者さん、サービス等もございまして、こうしたところをいかに手厚くまとめていけるかとか、そういったことも考えていますので、実は今年度から国の機関でございまして介護労働安定センター、こういったところに実はお願いしまして、各事業所さんで今現在どういう悩みがあるか、例えば法的にもいろいろ変わってきているので、基準的なもの、そうしたところをどううまく補っていけるのかといったところを専門の先生方をお願いして、今は事業所さんへの研修と、実際面と向かってというか、その場に来てやっていただくというのが今できないものなので、結構ウェブ会議形式みたいなものというも行っております。

ただし、これも調べてご協力をいただいているんですが、実際町のほうで費用もかからず、国のほうからそういった支援を受けられるというところで活用しているところでございます。

先ほどの、すみません。また初任者研修事業、こちらのほうになるんですが、2年に1回利用しているということで、令和2年度はございませんでした。今年度が12名の方に受けていただいたということでございます。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 今の説明はよく分かりました。

あと、私の周りの地域の実情なんですけれども、認知症の方が結構増えてきまして、過去にはそれを地域で何とか対応して、認知症になってもご自宅で頑張って住み続けられるような方がいらしたんですね。

世間の流れは施設から在宅へということで、施設ではなくて、老人ホームではなくて家で皆さん頑張らましようということなんですけれども、今、末吉なんかだと地域の介護力が物すごく低下してきていまして、なかなか認知症の方は面倒見切れないんですね。お店に行ってもご迷惑かけますし、外に出れば行方不明になったりもしますし、家に一人で置くと火事の心配がありますしということで、昨日の質問にもありましたけれども、親戚の方とかお子さんとかが帰ってきて面倒見たりもするんですけども、なかなか1か月ずっとというわけにはいかず、結果的に東京の施設に子供が連れていくというのが物すごく増えてきているんですね。

今後、八丈もだんだん少子高齢化ですから子供も1人、2人で、昔はたくさんいたから順番で交代に見ましようとか、隣近所のご親戚が見ましようということができましたけれども、だんだんそういうことができなくなってくると思うんですね。認知症対策について、どんなふうに考えているのかというのを教えていただけますか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） そうですね。まず認知症、これは突然現れるようなパターンもございます。そうした中で、今議員おっしゃいましたけれども、確かに高齢の方だけが島にいて、お子さんは島外のほうに住まわれていると。そういったところで、なかなか八丈のほうにも定期的に通えないといった現状もあって、実際東京のほうに連れて行かれたという方は私の近くにもいらっしゃいました。

やはりそうなってくると、ご本人はもうそのままここ八丈で暮らしたいんですけども、もう誰も見てくれない。昔は隣近所さん、結構いろいろ関わりを持っていただいたんですが、これは末吉地区のみじゃないんですね。もう八丈全体がそういった隣近所の付き合いというのは、今認知症のことでご質問いただいていますけれども、昨日一般質問でもあった虐待、そういった問題でも結構関わりが薄れてきているというところがありまして、私どももまずこの認知症については今からも増えるであろうというところがあるので、各事業所さんへ、今一事業者さんが認知症の通所介護を再開したい、けれども今のコロナ禍なのでできないといった部分もあるということで報告を聞いていますので、そうしたところを少しずつ、ニー

ズを的確に把握して、いろいろ展開をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 7ページです。歳入のところで、保険料の収入未済額というところが気になっておるところなんですけれども、資料集を見ますと、この31ページには特別徴収やら普通徴収いろいろあって、徴収率は98.57%、課長言われるように結構な収納率だと思うんですけども、やはり額面として270万余りの未収額があるというのは、今後どのように回収する、収納を促すおつもりなのかお伺いします。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） こちらは保険料ということで、あくまでも保険的なものでございます。そうした中で、ある一部の方は、そういった介護は使わないから払わないという方もいらっしゃいます。そうした方には、実際法的に、私どものほうである程度の制限がかけられます。例えば1年滞納すると3か月の給付が受けられないとか、そういったペナルティーを科す。ペナルティーと言っていいかあれなんですけど、そういった部分もございます。

そうした中で、私どもはとにかく定期的にそういった方々には、まずは制度の趣旨説明をして、いかに少しずつでも入れていただく。そうしないと、将来的にあなたはこういった介護保険制度の保険給付は受けられませんよというところで、地道に説得をしていかなければならないのかなと。

そうした中で、やはり担当は確かにおりますが、担当者のみで何とかしろという話でもなくて、うちは介護保険でございますが、税務課さんのほうでも専門の徴収の方もいらっしゃいますので、全庁挙げてこの辺は協力をして、連携して徴収率を少しでも上げたいというふうに考えてございます。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） ご努力ご苦労さまでございます。

今のお話は、介護を使うつもりはないという、そういう自らの意思でそういう方も払わないという選択を選んでいる方もいらっしゃると思うんですけども、財政的な事情でなかなか滞っているという方もいると思うんですね。その辺が、給与とか年金から天引きで支払っている方はともかくとして、普通徴収の方というのはなかなかそういうふうになくて、お財布事情にもよって滞るということもあると思うんですね。こういう場合には、やはり行政支援といいますか、何らかのそういう方法があると思うんですけども、その辺について教えていただきたいのと、その実施状況についてお伺いいたします。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） まず保険料、こちらの算定のほうなんです、あくまでも確定申告によりまして、その世帯というか、その所得に応じた保険料を課している。

ご存じのように、今年度から実は八丈町第8期の介護保険計画ということで、保険料の改定を行ってございます。そうした中でも、先ほど私が説明の中で積立金、ございます。合わせると3,000万の積立てがあるので、それを活用していかに保険料を抑えるということで、実際今年度、標準月額でたしか46円か50円ぐらいの値上げ幅だったと思います。そうした中でやっているの、保険料の設定も所得に応じて段階的に組んでいますから、そうしたものでまずは無理なくと言ってはあれなんです、やはり申告いただいた金額に応じた保険料を賦課しているというところで、まずは考えております。

あとそのほかに、例えば何かしら突発的な、例えば今回のこのコロナによって、個人事業主さんで収入が激減したとか、そういった場合は減免、それなりの当然の理由に該当すれば減免ということもございますので、そうしたところに対応しているというものでございます。減免と、あと徴収猶予ですね。納期限の期間を延ばすという、そういったもので対応しているというところでございます。

（山本議員「もうちょっといいですか」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 例えば学校の生徒なんかですと準要保護の制度があったり、あるいは東京都で進めている生活保護世帯ですとか、そういう経済的に大変なところにはそういった形もあると思うんですけれども、この介護保険についてもそういった、今課長言われたことは分かるんですけれども、もうちょっと手厚く補助の、未来の介護のためにもうちょっと手厚く何か補助する、支援する、そういう制度はないわけですか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 今議員がおっしゃられた補助的なものとかというのは、特に今現在はございません。

ただ、そうした中でも私ども福祉健康課として、結構いろんなご相談を受けると、うちの職員が訪問していきます。そうした中で、本当に年金がある理由で、もうほぼ少額でどうしようもないといったときには、そうしたときには民生委員さんを含んだり、そうしたところで例えば生活保護の申請をしてはいかがでしようかと、そういったところまでも連携していますので、そういった部分でのフォローはできますが、法的なものはちょっとございません。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 分かりました。近所にもご高齢の方いらっしゃるんですけども、本当に僅かな年金の中からも本当に少なく、またその上さらに年金から引かれて、本当に細々とした暮らしをしている方もおるわけで、それに対して払わずにのうのうとしていると、いいですか、そういうことの差別があっちゃいかんと思うんですよね。ですので、98%超えの収納率と課長は言いますが、やっぱり100%を目指して最後まで頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 10番。

○10番（金川孝幸君） 6ページの5、地域支援事業費の3に包括支援事業とあるんですけども、この包括支援センターはホームのほうから八丈町のほうに移管されていると思うんですけども、その後の活用状況というか、どのように変わったか分かれば教えてください。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 一応町のほうでも包括支援センターはございますが、実は社会福祉法人さんのほうでも今も一緒にやっています。

というのは、今までいろいろ培ってきたものも、当然あちらのほうには情報等もございしますので、私どものほうとの区分けというか、まずは今までは町に相談が来ても社会福祉法人さんのほうに振っていた。ちょっと悪い言い方なんですけど、そういった形がございましたが、今現在はうちのほうで一旦受けて、うちのほうで相談に乗ると。訪問して相談に乗ると。

そういった中で、そうしたときには例えば福祉用具を使いたいといったときとか、そういったときにはまた社会福祉法人さんにご協力いただいて振って、ご協力いただいて一緒にフォローしていくといった活動を行っておりますので、そうした中で毎月包括支援センターの職員の会議を行ってございまして、情報の共有というのは常に行っております。

そうした中で、やはり今一番困っているというか増えてきているのが、実は高齢者の虐待、児童の虐待もあるんですけど、高齢者の方への虐待というのも結構出てきているんですね。そうしたときに、養護者の方というんですか、介護疲れでどうしても認知が進んでいる自分の親御さんとかにつらく当たってしまうとか、そういった部分、そうしたときには養護者の方のフォローもしなくちゃいけないんですね。

そうしたところがあるので、そこは2か所のセンターでお互いに協力をしながらフォローし合っていくといった活動をしているところでございます。

○議長（奥山幸子君） 10番。

○10番（金川孝幸君） 今後も社会福祉法人と町、2か所で継続されていくということによっていいかと思うんですけども、以前に比べて支援センターからの支援がちょっと弱くなったんじゃないか。前は毎月来てくれていたんですけども最近来なくなったとか、そういう話も聞くんですけども、情報を共有し合っているということなんですけれども、極力サービスの低下のないようにお願いしたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 答弁よろしいですか。

ほかにございますか。

5番。

○5番（沖山恵子君） 資料の5-34ページ、サービスの受給者の状況がいろいろ書いてあるんですけども、先ほどの認知の方が東京行くというのともちょっと関連するんですが、この合計の、例えば居宅サービス324とか地域密着88とか、このうち島外で利用されている方は何人いらっしゃるのか教えてください。令和2年度だけで大丈夫です。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） ちょっと待ってください。すみません、島外の方の人数つかんでおりませんので、今調べます。申し訳ありません。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

5番。

○5番（沖山恵子君） 勉強不足なので一つ教えてください。

施設には要介護3以上じゃないと入れないと思っているんですけども、令和2年度、要介護1の人が1人ご利用なさっているんですけども、こういう利用はあるんでしょうかというか、どんな感じなんでしょうか。教えてください。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 要介護3以上の方が入所できるのは特別養護老人ホームになりますので、それ以外ですと例えばサービスつきの高齢者住宅とか、そういったところでのご利用もあるというところでございます。

○議長（奥山幸子君） 少しお待ちください。

ちょっと時間がかかりそうなので、ここで休憩といたします。午後1時からご回答いただくということで、よろしくお願いたします。

（午前11時28分）

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（奥山幸子君） 先ほどのご質問の回答をしていただきます。

福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 午前中は度々の中断から休憩、本当に申し訳ございませんでした。

5番議員のご質問いただきました資料のほうでの5-34、こちらでの令和2年度のサービスの利用人数、この島外者なんですけど、住所地特例ということで34名いらっしゃいました。これは令和2年度の数字で、実際今現在が10名ほど増えています。今現在44名いらっしゃるということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか、5番さん。

ほかにご質問ありますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） よろしいですかね。

それでは質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第7、認定第6号 令和2年度八丈町介護保険特別会計決算認定については原案どおり認定いたしました。

◎認定第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第8、認定第7号 令和2年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、住民課長。

○住民課長(佐藤真一君) 議事表題につきましては、書類番号9番、3ページ目になります。

認定第7号 令和2年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定について。

令和3年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付します。

介護と同じく特別会計の決算書、こちらの33ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計の決算状況についてご説明申し上げます。

令和2年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額、下のほうになりますが、2億359万668円。歳出総額、こちらも下のほうになります。2億352万8,975円となりました。

次の34ページをお願いいたします。

歳入のほうから款の収入済額を中心に説明申し上げます。

1款の後期高齢者医療保険料7,844万300円。前年度と比較しますと、保険料の増改定により約575万円増となっております。被保険者は22名減、保険料の収納率は、過年度分は100%収納いたしましたが、現年分の収入未済額があり、現年及び過年度の合計で対前年比0.12ポイント増の99.83%となりました。

次の2款使用料を飛ばしまして、3款の繰入金、一般会計からの繰入金で1億1,769万9,565円、約380万円の減。規定により、区市町村の負担金として職員給与は事務費と療養給付費負担のほか、低所得者対策として保険基盤安定分や保険料軽減分等が一般会計から繰入れされています。保険給付費等繰入金は、コロナによる受診控えの影響で724万ほど減となっております。

その下、4款繰越金5万3,545円、前年度の繰越金です。

5款諸収入675万3,258円。主に広域連合からの収入で、葬祭費や健康診査受託収入となります。

下の35ページになります。

6款都支出金64万4,000円。保健事業の支援に関する補助金となります。

ということで、一番下の行、歳入合計 2 億359万668円となりました。

次の36ページ、歳出となります。

1 款総務費796万925円、主に職員人件費等になります。

2 款保険給付費530万円。当該年度の葬祭費として支出する分で、歳入の受託事業収入と関連しております。

3 款広域連合納付金 1 億8,672万9,657円。医療給付費の負担など、東京都の全ての区市町村で組織し制度運営をしている広域連合への納付金です。

4 款保健事業費167万1,748円。特定健診200名分となります。

5 款諸支出金186万6,645円。一般会計への繰出金が主な支出です。

その下の 6 款の予備費を飛ばしまして、歳出合計 2 億352万8,975円、歳入歳出差引残額 6 万1,693円を令和 3 年度会計へ繰越いたしました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第 8、認定第 7 号 令和 2 年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定については原案どおり認定いたしました。

◎認定第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第 9、認定第 8 号 令和 2 年度八丈町国民健康保険特別

会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、住民課長。

○住民課長(佐藤真一君) 議事表題につきましては、書類番号9番の一番最後のページとなります。

認定第8号 令和2年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定について。

令和3年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度八丈町国民健康保険特別会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付します。

同じく特別会計決算書、51ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

国民健康保険特別会計の決算状況について説明申し上げます。

51ページ、令和2年度八丈町国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額、こちらも下のほうになりますが、11億8,180万6,415円。歳出総額は11億2,695万5,696円となりました。

52ページをお願いいたします。

歳入のほうから、主に後期同様、款の収入済額を中心に説明してまいります。

歳入の1番目、1款国民健康保険税2億2,645万1,276円。前年度と比べ約258万円の減となりました。主な減要因として、被保険者の年間平均が2,546人で対前年比113人減となったことが挙げられます。徴収率は現年分96.0%、プラス2.3ポイント、過年度分53.0%、プラス2.6ポイント、合算で91.1%、プラス3.6ポイントという状況でございます。

なお、222万7,112円を不納欠損してございます。

次の2款使用料を飛ばしまして、3款国庫支出金、前年度比皆増で668万3,000円、その中404万3,000円はコロナ減免による補助金、264万円は、オンライン資格確認に伴う個人を識別する番号の追加に係るシステム変更経費への補助金となります。

その下、4款都支出金7億9,242万8,408円。歳出の保険給付費の減に伴い、普通交付金も5,763万円減となります。

5款を飛ばしまして、6款一般会計からの繰入金で1億1,514万9,057円。このうち3,277

万2,000円は法定外の赤字補填分の繰入れとなります。赤字分は昨年と比べ約2,190万円の減となっております。

下の53ページ、7款前年度の繰越金で3,788万9,416円、8款諸収入320万5,258円、これは第三者納付金や保険税延滞金等となります。

ということで、一番下の歳入合計11億8,180万6,415円の収入という状況でございます。昨年度と比較しますと、約7,865万円の減という状況でございます。

次のページ、54ページをお願いいたします。

歳出となります。

1款総務費3,260万7,881円。運営協議会費や職員人件費等でございます。

2款保険給付費7億2,330万9,968円。医療費の支払い分等となり、コロナ禍の影響で昨年度と比較しますと約7,690万円の減となっております。住民課の決算資料にも記載しておりますが、令和2年度の八丈町の1人当たり平均医療費32万1,634円も、コロナ禍の影響により前年比で3万9,318円の減となっております。

3款国民健康保険事業費納付金3億816万2,481円。国民健康保険財政運営の都道府県化に伴い、東京都へ納付いたします。

下の55ページの4款共同事業拠出金45円、過年度分の精算です。

5款保健事業費、特定健診の経費でございます。1,020万125円。令和2年度はコロナ禍の影響により12月に実施し、マイナス77人の552名が受診いたしました。昨年度と比較しますと、受診率は4ポイントの減となっております。その中で保健指導が必要な方が94人の方いらっしゃいましたが、その方たちには本年度の6月に参加していただき、29人という結果でございました。

6款及び7款を飛ばしまして、8款諸支出金5,267万5,196円。過年度の負担金等の額の確定や修正申告などに伴う返還金のほか、病院への繰出金等となります。

次の56ページの9款予備費を飛ばしまして、歳出合計11億2,695万5,696円。昨年度と比較しますと約9,561万円の減という状況でございます。歳入から歳出を差し引いた残額5,485万719円を翌年度へ繰越しいたしました。

以上で令和2年度の国保特別会計の決算状況の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。
それでは質疑をお受けいたします。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第9、認定第8号 令和2年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第10、発議第5号 災害対策を重視した港湾及び道路整備に関する意見書を上程いたします。

提出者、2番、浅沼隆章さん、ご登壇願います。

(2番 浅沼隆章君 登壇)

○2番（浅沼隆章君） 発議第5号 災害対策を重視した港湾及び道路整備に関する意見書。

上記議案を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和3年12月6日。

提出者、八丈町議会議員、浅沼隆章。

賛成者、八丈町議会議員、菊池 良、同金川孝幸、同山下 巧、同山本忠志、同山下則子、同小澤一美、同岩崎由美、同冲山恵子。

八丈町議会議長、奥山幸子殿。

説明。

災害時に町民の安全な島外避難に備え、港湾及び道路を整備する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出しようとするものである。

災害対策を重視した港湾及び道路整備に関する意見書。

有人国境離島である八丈島は、本土から離れた立地にあり、豊かな自然環境に恵まれている反面、台風や地震などの自然災害にたびたび見舞われている。

町民の安全を守るためには、過去の災害に加え八丈富士の噴火など、あらゆる災害を想定した避難計画を策定する必要がある。

「東京防災プラン2021」には、島しょ地域における地震・津波・火山噴火に対応する公助の取組として、港湾・漁港施設の耐震強化等による緊急輸送機能の確保や津波避難施設等の整備、火山噴火に備えた施設の整備促進が示されている。

町民のより安全な避難経路を確保するため、島内における道路・港湾等の交通インフラを速やかに整備する必要があるため、下記事項について実現されるよう強く要望するものである。

記。

1. 神湊港（底土港）の接岸率向上のため、三原山側からの防波堤を整備すること。また、防波堤は大型線の接岸も可能な機能を有すること。

2. 東畑交差点から護神交差点間の道路を拡幅、無電柱化し、安全性の向上を図り、避難経路を確保すること。

理由。

1-1. 八丈富士の噴火などにより約7千人の全島民避難となった場合は、船舶によることが現実的で、近年、海上自衛隊の艦船を利用した避難実績も多く、大型の艦船が安全に接岸可能な港湾整備が必要である。

1-2. 避難は悪天候の中でも安全に行う必要があり、港の接岸率向上は不可欠である。

1-3. 接岸率が向上することで定期船の安全な就航と物流の安定化が図られる。

1-4. 整備中の神湊港（底土港）は自然災害により繰り返し被災しているが、防波堤整備により港湾施設の被害を最小限に抑えることが可能となる。

1-5. 島しょ地域の防災拠点として、また、避難港としても活用できる。

2-1. 通学中に災害に見舞われた際に、通学路の安全を確保するため、ガードレールのある歩道の整備が必要である。

2-2. 災害時の2港・1空港への移動は大型バスによる輸送が考えられるため、港や空港に通じる道路の整備が重要である。

2-3. 様々な災害が起こる可能性がある中、多様な輸送ルート確保が必要である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月7日、東京都八丈町議会。

東京都知事、小池百合子殿。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

これから討論を行います。

なお、討論1人1回の原則に基づき、発言は1人1回となりますのでご注意ください。

まず、本案に反対者の発言を許可いたします。

13番。

○13番（浅沼憲春君） 大変いい計画で、100%反対ということではないんですが、流れるなもの、内容的なものを私から説明させていただきます。

まず、この間頂いた、まずこちらにできる道路ですね。ここはどういうところか分かりませんか。自然公園法の第1種なんです。ということは国の許可が必要。都の許可ではございません。

それから2つ目ですが、例えばこういう港湾を造ったときの予算というのはどういうふうになっているかといいますと、東京都が約2割、平均的に。国が8割なんです。今回、東京都だけに出しても、東京都だけでは予算で造れない。

それから3つ目なんですが、この設計図はどなたが作ったか分かりませんか。島にいるゼネコンです。自分たちの売上げを伸ばすために各島、小笠原か伊豆諸島の港湾にこういう計画書を作ってくださいという要望を、島の港湾の業者に持ち込んで、それを八丈支庁とかに持ち込んで東京都に出すというような計画のものなんです。それで、先輩議員とか、あと漁協関係の方から聞くと、結構いろんな要望とか意見は言っているんですけども、なかなか前に進まないということなんです。

それで、まず東京都に出すのもいいんですけども、その前にやっぱり八丈町、町長なり町が一応こういう計画を知って、それで一緒に東京都も出して、それで国という順番があって、そこで予算もつく、承諾を得ないと、いきなり東京都だけでは私が国会議員のところに行って要望書を出しても、それは町長が知っているのか、町が知っているのかということ

まず言われるんですよ。ですから、この八丈町議会とすれば、取りあえず町がこういう計画をまず知っているか、進めたいのか、そういうことを先に聞かれると思います。ですので、町と国、この順番で行かないと、いきなり行ってもちょっと厳しいかなと思います。

港湾のほうは取りあえずこんなものなんですが、あとさっき言った理由の2-1の通学路の件なんですが、都道は今造るとガードレールじゃなくて植栽の歩道をつけるので、書いているように、危ないところにはガードレール造るかもしれませんが、都道としては今植栽の歩道付きの道路というのが一般的に今進んでいるみたいです。

それから2-2なんですが、2港1空港のやつなんですが、これは取りあえず都とすれば18メートル道路ができていますよ。それで、この中にある次男店から護神のところまではいいいんですけれども、その後はどうするのかと。それじゃなきゃ、大型バスの輸送には使えないんですよ。だから、例えばの話、将来的にとか、そういう道路の計画のあれももう少し変えていかないといけないんじゃないかと思います。

それから、実は12月3日に自民党の東京都連の総務会がありまして、私行ったときに三宅先生とも話をしたんですが、さっき話したように取りあえず町のほうで毎年出している要望の中にそれを入れてうたったほうがいいんじゃないかというような提案はいただきました。

そんなことで、取りあえずさっき言ったように100%反対しているわけではありません。その提出、内容とかそういうものを加味して、流利的なものからこういう意見書を出したほうがいいのかと思ひまして、取りあえず反対という形で言わせていただきます。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 次に、本案に賛成者の発言を許可いたします。

（「反対を申し上げ……」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 賛成と反対1人ずつなので。

賛成者の発言を許可いたします。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 今、反対討論がありましたけれども、まず港湾のほうに関しては、計画の例として示しただけで、そのように造るという話では全くありません。一番これが大事なところは、災害対策としてこういうものを造っていくべきだということを議会として表明するというのが一番であり、これがもし東京都、今おっしゃったとおり東京都だけじゃなくて国、いろんなところに出していくというのは、今後でも十分必要なことだと思いますので、まずそこはご理解いただければありがたいと思います。

それと、2-1のほう、信号のほうですよ。こちらも東京都のほうにこの災害に対して道路整備をしっかりと支援してくださいと、いわゆるガードレールつきのをちゃんと造ってくださいと、都道にしてくださいというお話で今回上げているわけでは決してありません。このやり方というのは、今後いろいろ協議されて、計画が出てきた時点で、そこを本当に都道にしたほうがいいのか、それとも今町道ですから、町道の中でうまくできないのか、そういうことを話していければいいのではないかと考えております。

そうですね。今内容はそれぐらいですか。

以上になります。

○議長（奥山幸子君） ほかに討論はありませんか。

本案に反対者の発言を許可いたします。

1番。

○1番（宮崎陽子君） 皆様へ一つお伝えしなければならない大切なことがございます。

意見書の中にある東畑交差点から護神交差点間の町道道路の無電柱化についてです。

前回、議員勉強会の後、浅沼隆章議員へ、もう一度議員の方々と話し合う時間はありますかと連絡をしたところ、そのような予定はもうありませんということでしたので、大変恐縮ですが、この場で改めて皆さんにお伝えさせていただくことになりました。

重要なことを言づかっておりますので、少しお時間をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

皆さんは、東京都がお知らせしている無電柱化チャレンジプランについてご存じでしょうか。現在、東京都では、無電柱化チャレンジプランとして、認定期限を令和5年度末まで延長し、全国各地の市区町村に向けた無電柱化事業のさらなる推進を図っております。

結論から申し上げますと、町道の無電柱化については、町が共に共創していくことが前提として問われております。

意見書の中にある八丈町の町道無電柱化は、町へご理解を求めるべき案件であり、八丈町から東京都へ無電柱化チャレンジプランの認定期間中に策定を行うことが第一条件として必要です。今このタイミングで、順序を間違えて議会から直接東京都へ無電柱化に関する意見書を提出することに関してのご忠告となります。

既に今年11月から、八丈島初の無電柱化として大里地域でスタートしている中で、完成に向けた長期ビジョンを成功させることによって、一部の地域だけでなく、順次他の地域にも広く無電柱化を推進していく計画が既にあります。大里地域では、何年も前から大里会館に

て住民説明会を何度も繰り返して行った結果、ようやく地域の皆様からのご賛同を得て、その後、東京都に容認していただいた経緯があることを改めてお伝えいたします。

このような現状をいま一度ご理解いただき、直情径行型な議会とならないように、改めて議員の皆様の実直なご判断が問われています。また、これらのご指摘に関しては、しかるべき方々からの見解の総意であることを僭越ながら代弁させていただきます。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（奥山幸子君） 次に、本案の賛成者の発言を許可いたします。

10番。

○10番（金川孝幸君） 今後について、八丈町の基本計画、今年度からなんですけれども、その中に、都への要望を通じて他の遠隔離島や海外から見た航路拠点の可能性を視野に入れた大型船舶も利用可能な港湾整備を推進しますとうたっております。町のこういう施策に対して議会としても応援しなければならぬと思いますので賛成します。

○議長（奥山幸子君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は起立により行います。

本案の原案に賛成する方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（奥山幸子君） 起立多数です。

着席してください。

よって、日程第10、発議第5号 災害対策を重視した港湾及び道路整備に関する意見書については可決いたしました。

◎発議第6号の上程、説明、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第11、発議第6号 離島振興法の改正・延長を求める意見書を上程いたします。

提出者、13番、浅沼憲春さん、ご登壇願います。

（13番 浅沼憲春君 登壇）

○13番（浅沼憲春君） 発議第6号 離島振興法の改正・延長を求める意見書。

上記議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

令和3年12月6日。

提出者、八丈町議会議員、浅沼憲春。

賛成者、八丈町議会議員、宮崎陽子、同浅沼隆章、同山下則子、同山本忠志、同冲山恵子、同菊池 良、同小川 一、同山下 巧、同岩崎由美、同金川孝幸、同廣江 才、同小澤一美。

八丈町議会議長、奥山幸子殿。

説明。

標記の件に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出しようとするものである。

離島振興法の改正・延長を求める意見書。

離島においては、昭和28年に離島振興法が制定されて以来、離島振興政策が推進され、生活条件の改善、産業基盤の整備等を中心とする社会資本の形成が大きく進展した。

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全とあわせて、自然との触れあいの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。

しかしながら、離島においては、厳しい自然的・社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、医療提供体制や産業基盤、生活環境等が脆弱といった本土との地域格差は、引き続き対応すべき課題である。また、人口減少や高齢化が進展するとともに、基幹産業である一時産業の停滞など、離島をめぐる状況は依然として厳しく、一層強力に離島振興政策を推進していく必要がある。

よって、国においては、現行の離島振興法が令和4年度末をもって失効することから抜本改正の上、恒久法化も視野に入れて延長されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月7日、東京都八丈町議会。

衆議院議長殿。

参議院議長殿。

内閣総理大臣殿。

国土交通大臣殿。

内閣官房長官殿。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

本案については、提出者、賛成者で全員になっておりますので採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第11、発議第6号 離島振興法の改正・延長を求める意見書は、原案どおり可決いたしました。

◎承認第14号及び承認第15号の上程、承認

○議長（奥山幸子君） 続いて、議員派遣についてお諮りします。

日程第12、承認第14号、日程第13、承認第15号の議員派遣承認については一括して議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、一括して議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により議決を求めるものであります。

これより休憩いたします。

（午後 1時40分）

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 1時45分）

○議長（奥山幸子君） 日程第12、承認第14号 令和3年度東京都町村議会議長会、町村議会議員意見交換会については、1番、宮崎陽子さん、2番、浅沼隆章さん、9番、岩崎由美さん、11番、廣江 才さん、3番、山下則子さん、10番、金川孝幸さんと私を含め7名を派遣することになりました。

日程第13、承認第15号 フリージアまつり表敬訪問については、8番、山下 巧さん、4番、山本忠志さんと私を含め3名を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

◎陳情第1号の上程、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第14、陳情第1号 ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願いについてを上程いたします。

お諮りします。

会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、陳情第1号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は起立により行います。

陳情第1号を採択することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（奥山幸子君） 起立少数です。

よって、日程第14、陳情第1号 ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願いについては不採択とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第15、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第15、議会運営委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（奥山幸子君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

令和3年第四回八丈町議会定例会を閉会いたします。

（午後 1時50分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年12月7日

議 長 奥 山 幸 子

署 名 議 員 沖 山 恵 子

署 名 議 員 菊 池 良